

# 第84期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時

## 開催場所

東京都江東区亀戸六丁目20番7号 当社本社

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 議決権行使について

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送またはインターネットにより、議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

**行使期限：平成30年6月26日（火曜日）**  
午後5時15分到着分まで

## 目次

第84期定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	35
監査報告書	43
株主総会参考書類	47
第1号議案 剰余金処分の件	47
第2号議案 定款一部変更の件	48
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	49
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	53

証券コード 5958  
平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都江東区亀戸六丁目20番7号

**三洋工業株式会社**

取締役社長

菊地政義

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁の「議決権行使等についてのご案内」のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区亀戸六丁目20番7号 当社本社
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第84期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sanyo-industries.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

**日時** 平成30年 6 月27日（水曜日） 午前10時

**場所** 東京都江東区亀戸六丁目20番7号

**当社本社**

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年 6 月26日（火曜日） 午後5時15分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成30年 6 月26日（火曜日） 午後5時15分まで

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早目の行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 午前9時～午後9時）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 午前9時～午後5時）

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益の回復や雇用環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外においては、米国政権の動向や欧州の政治情勢の不安定さ、中東及びアジア地域における地政学的リスクの高まりによる影響が懸念されるなど、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの関連する建築業界におきましては、住宅ローン金利政策の効果の弱まりから、新設住宅着工戸数が減少に転じましたが、政府建設投資や設備投資が底堅い動きを示したほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見込んだ需要も重なり、建築投資は増加傾向を辿りました。他方、原材料価格の高騰やドライバー不足による運賃コストの上昇、及び建設労働者不足による着工・進捗の遅れなど、経営環境は予断を許さない厳しい状況にありました。

このような状況のもとで当社グループは、経営ビジョンである“「快適空間」の提案と確かな「品質」で、全国のお客様に信頼され社会から必要とされる価値創造グループを目指す”を念頭に、2年目を迎えた中期3カ年経営計画に沿って収益性の改革に取り組んでまいりました。具体的には、重点施策である成長戦略商品の拡販や設計指定活動の強化、さらには特約店の拡充や新規顧客開拓の推進に全力を傾注するとともに、生産効率の最適化によるコスト低減及び内製化の推進に努めてまいりました。また、新製品開発におきましては、マーケティング活動の強化を図り、多様化するお客様のニーズや社会的な要請に対応した魅力ある製品づくりにチャレンジしてまいりました。主なものとしては、多目的弾性シートで安全性を実現したスポーツフロアシステム、講堂やホール向けの地震対策用天井、自然光を建物の奥まで搬送する光ダクトシステムなどであり、成長戦略商品として順次、市場投入を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は27,819百万円（前期比1.7%増）となり、利益面におきましては、営業利益817百万円（前期比0.8%減）、経常利益956百万円（前期比2.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益611百万円（前期比28.1%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 三洋工業

主力製品群である軽量壁天井下地につきましては、新設住宅着工戸数が減少傾向にある中で、当社の提案力とサービス体制が評価され戸建住宅用製品の受注量が増加したほか、ビルや商業施設向けの一般製品及び地震対策用天井についても堅調であったことなどから、軽量壁天井下地全体の売上高は増加いたしました。

床システムにつきましては、リサイクル材を原料とした環境配慮型のデッキフロアが好調に推移しましたが、集合住宅用の遮音二重床製品が前期の実績と変わらなかったこと、主力製品であるスポーツ施設用の鋼製床下地材製品が減少したことなどから、床システム全体の売上高はほぼ横ばいとなりました。

また、アルミ建材につきましては、エキスパンション・ジョイントカバーと外装パネルが低調に推移したものの、主力製品であるアルミ笠木が伸長したほか、その他のアルミ関連製品においても、きめ細かな対応により受注量が増加したことなどから、アルミ建材全体の売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は22,079百万円（前期比1.7%増）、セグメント利益は363百万円（前期比20.1%減）となりました。

② システム子会社

当社の子会社であるシステム会社（株式会社三洋工業九州システムほか）におきましては、売上構成比の高い床関連商品が横ばいで推移したものの、システム天井や耐震関連の軽量壁天井下地が伸長したことなどから、システム子会社全体の売上高は6,217百万円（前期比2.1%増）、セグメント利益は275百万円（前期比37.8%増）となりました。

③ その他

その他につきましては、売上高791百万円（前期比6.5%減）、セグメント利益14百万円（前期比53.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は521百万円であり、その主なものは本店移転先不動産の取得による手付金や生産用設備の更新などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内経済は企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復傾向が続くものの、海外における経済政策の不確実性や地政学的リスクの影響等により、景気の先行きは引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

建築業界におきましては、政府建設投資がほぼ横ばいで推移するものと予測されますが、民間住宅投資においては低金利効果の弱まりを背景として着工減の動きがある一方、消費増税の駆け込み需要によってトータル的には微増になるものと予想されております。また、民間非住宅建設投資についても、企業の設備投資計画の増加や物流倉庫の着工増に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた投資も期待されるなど、2018年度の建設投資総額は引き続き緩やかな回復傾向に向かうものと思われれます。

当社グループはこうした状況の中で、最終年度となる中期3ヵ年経営計画「SANYO VISION70」の達成に向け、また中核を成す三洋工業株式会社の創立70周年の節目を迎えるに当たり、グループ全社の総力を結集し、収益性の改革を通じてさらなる企業価値の向上を目指し邁進してまいり所存です。

当社グループを取り巻く建築業界におきましては、少子高齢化及び人口減少による新築需要の縮小、不安定な資源価格に起因する原材料価格の変動、物流関連コストの上昇、あるいは建設労働者不足といった恒常的な課題など、多くの懸念事項を抱えております。

こうした厳しい経営環境の中において当社グループが対処すべき課題としましては、安定的な利益確保と持続的な成長を可能とする事業構造の確立を目指すことであります。そのためには、多様化する顧客ニーズや社会的要請に機動的かつ柔軟に対応できる体制整備と、健全な財務体質に基づくより強固な経営基盤の構築が必要不可欠であると考えております。

当社グループではこうした課題認識のもと、事業戦略の根幹をなす新製品開発の一層の強化と成長戦略商品のさらなる拡販、生産・物流コストの低減、及び時代を先取りした新しい事業領域の創出・進出に迅速かつ継続的に取り組んでまいります。また、これらを支える経営基盤の強化や環境保全活動への取組みに全力を傾注し、社会から必要とされる持続可能な成長企業を目指し邁進していきたいと考えております。

当社グループとしましては、引き続き内部統制システムの適切な運用と経営の公正性、透明性及び効率性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実と強化に取り組み、株主・投資家の皆様のご期待に添えるよう鋭意努力してまいり所存です。

なお、現本社屋の老朽化が進行するなか、創立70周年を機にオフィス環境を整備し、グループ会社相互の連携強化と業務効率向上ならびに事業継続性の改善を図るため、新本店予定地である東京都墨田区のビルへ移転を計画しております。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第81期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	第82期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	第83期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第84期 (当期) (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
売 上 高(百万円)	29,483	28,779	27,342	27,819
経 常 利 益(百万円)	1,060	1,001	930	956
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	877	697	849	611
1株当たり当期純利益	252円03銭	200円52銭	244円14銭	176円30銭
総 資 産(百万円)	24,040	23,722	23,568	24,110
純 資 産(百万円)	12,618	13,064	13,839	14,293

(注) 当社は平成29年10月1日付けで普通株式10株を1株の割合で併合を実施しております。第81期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 三 洋 工 業 九 州 シ ス テ ム	百万円 30	% 100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 東 北 シ ス テ ム	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 北 海 道 シ ス テ ム	20	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 東 京 シ ス テ ム	20	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
フ ジ オ カ エ ア ー タ イ ト 株 式 会 社	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売
ス ワ ン 商 事 株 式 会 社	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 製 造 、 販 売 及 び 施 工

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

下記製品の製造・販売及び施工

軽量壁天井下地、床システム、アルミ建材、一般建材商品、換気・採光製品

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

支店：関東（東京都江東区）、北関東（埼玉県さいたま市）

名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）

広島（広島県広島市）、九州（福岡県古賀市）

東北（宮城県仙台市）、北海道（北海道札幌市）

工場：関東（埼玉県久喜市）、埼玉（埼玉県加須市）

茨城（茨城県古河市）、福岡（福岡県古賀市）

仙台（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）

② 子会社

株式会社三洋工業九州システム（福岡県福岡市）

株式会社三洋工業東北システム（宮城県仙台市）

株式会社三洋工業北海道システム（北海道札幌市）

株式会社三洋工業東京システム（東京都江東区）

フジオカエアータイト株式会社（東京都板橋区）

スワン商事株式会社（福井県坂井市）

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
426名	17名減

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
338名	6名減	42.7歳	17.6年

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	当連結会計年度末借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	200 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
 (注) 当社は平成29年6月28日開催の第83期定時株主総会決議に基づく定款の一部変更により、平成29年10月1日付けで、発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更いたしております。
- (2) 発行済株式の総数 3,434,870株（自己株式85,130株を除く）  
 (注) 当社は平成29年6月28日開催の第83期定時株主総会決議に基づき、平成29年10月1日付けで普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は、前期末（34,800,704株）に比べ31,365,834株減少しました。
- (3) 株主数 2,701名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 洋 工 業 協 力 会 社 持 株 会	425,569株	12.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	218,200	6.35
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	166,852	4.86
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	165,601	4.82
三 洋 工 業 社 員 持 株 会	104,776	3.05
中 谷 登 世 子	92,646	2.70
ト ー ケ ン 工 業 株 式 会 社	71,700	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	66,500	1.94
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	63,250	1.84
デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ バリュースポーツ	61,200	1.78

- (注) 1. 当社は平成29年10月1日付けで普通株式10株を1株の割合で併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
2. 上記の株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 218,200株
  - ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 66,500株
3. 持株比率は自己株式（85,130株）を控除して計算しております。
4. 当社は自己株式85,130株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
5. 平成30年4月1日付けをもって「株式会社三菱東京UFJ銀行」は「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項**  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山 岸 文 男	
代表取締役社長	菊 地 政 義	
専務取締役	小 宮 山 幹 生	財務・情報管理担当
常務取締役	鈴 木 将 晴	営業統括部長兼子会社担当
取締役	武 田 眞 吾	生産統括部長兼開発担当
取締役	原 田 実	総務部長兼法務監査担当
取締役	山 岸 茂	購買部長
取締役	田 村 和 之	経営企画室長
取締役 (監査等委員・常勤)	古 賀 俊 二	
取締役 (監査等委員)	市 村 和 彦	
取締役 (監査等委員)	渡 部 敏 雄	弁護士渡部総合法律事務所代表 株式会社エイビット社外監査役
取締役 (監査等委員)	堀 之 北 重 久	公認会計士堀之北重久事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役 株式会社しまむら社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）である市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）である市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）の渡部敏雄氏は、株式会社エイビットの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）の堀之北重久氏は、株式会社東陽テクニカ及び株式会社しまむらの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）である古賀俊二及び堀之北重久の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・古賀俊二氏は、当社において財務部門に長年在籍し、経理・財務に携わってきた経験があります。
  - ・堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、法務監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、古賀俊二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
(うち社外取締役) 取締役(監査等委員を除く)	8名 (1名)	154百万円 (-円)
(うち社外取締役) 取締役(監査等委員)	4名 (3名)	31百万円 (15百万円)
(うち社外役員) 合計	12名 (3名)	186百万円 (15百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当社は、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給限度額は、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。)と決議いただいております。  
 3. 当社は、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員)の支給限度額は、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議いただいております。  
 4. 当社は、平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員)	市 村 和 彦	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、取締役への牽制的立場と外部からの視点による適切な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	渡 部 敏 雄	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	堀之北 重 久	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(監査等委員)は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。



## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由
  - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
33百万円
  - ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
33百万円  
(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
  - ③ 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価などの算出根拠や内容を精査した結果、当該報酬等の額は相当であるものと判断し同意しております。
- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人を含めたグループ全体の行動規範として、当社グループの経営理念、行動指針及び基本経営方針に基づき、コンプライアンス基本規程の遵守に努める。
- ② 取締役会については、取締役会規程に基づき、適切な運営を図る。取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款の違反行為を未然に防止する。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務の執行に関する監督機能の維持及び強化のため、社外取締役を選任する。また、監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、適宜意見を述べるほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況について監督を行う。
- ④ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行については、監査等委員会の定める監査計画書に従い、監査等委員会が適正に監査を行い、経営機能に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役（監査等委員であるものを除く。）が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に作成、保存または廃棄を行う。

### (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については、所管業務を担当する当社の当該部門が主管し、グループ全体に対してそれぞれ責任をもってこれに当たる。なお、不測の事態に備えた危機管理規程に基づき、発生時においては、当社取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を敷く。

**(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① グループ全体の中期経営計画を定め、グループ全体及びグループ各社として達成すべき目標とともに、部門ごとにそれぞれの目標を明確化する。
- ② 定期的あるいは臨時に開催される当社取締役会においては、当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項を審議・決議するとともに、当社取締役の職務執行が適切に行われているかどうかを相互に監督する。また、当社取締役会で決議された業務執行方針に基づき、経営上の諸課題について機動的に対応するため、定期的に経営会議を開催し、業務の執行に関する重要事項の検討と具体策を立案し、必要に応じて当社取締役会に上申する。
- ③ 当社取締役会の決定に基づくグループ各社の業務執行については、各グループ会社の組織規程、その他社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 使用人の法令・定款遵守の意識をより一層高めるため、コンプライアンス基本規程に定める行動基準をグループ全社員に周知徹底させる。
- ② 内部監査及びコンプライアンスを統括する法務監査室の役割機能を強化するとともに、法務監査室によるコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ④ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ全体の社内報告体制として、「社内通報制度」の適切な運用を図る。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の重要事項の当社への報告に関する体制**

- ① 子会社に対する主要業務を関係会社管理規程に定め、適正な管理を行う。
- ② 経営管理については、子会社担当役員を置き、子会社経営の重要事項に関して適宜報告を求めて管掌を行うとともに、子会社の監査役等と常時、意思疎通及び情報交換を行い、必要な場合は自ら直接監査を実施する。
- ③ コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図る。
- ④ 当社取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社監査等委員会に報告する。
- ⑤ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、法務監査室に報告する。  
法務監査室は直ちに当社監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができる。当社監査等委員会は当社取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑥ 内部統制システムがより適切に機能するように必要に応じて組織体制の見直し、改編を行う。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、並びに当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性、及び当社監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査等委員会の要請に応じて当社の使用人から監査等委員会補助者を任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

- (8) **当社並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、及び当社監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、あるいは当該取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、当社監査等委員会に遅滞なく報告する。
  - ② 当社取締役は、定期的または不定期に各部門のリスク管理体制について、当社監査等委員会に報告する。
  - ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に対して直接通報を行うことができること、及び当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。
  - ④ 法務監査室が社内通報窓口として通報を受けた場合は、直ちに当社監査等委員会に通報者の氏名を除き申告事項の内容を報告する。
- (9) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）は監査等委員の重要な会議への出席を確保する。  
また、法務監査室の責任者は、当社監査等委員会と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。
- (11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**  
財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に進め、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体等との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体及び個人とは一切取引を行わない。

また、平素から警察等外部の専門機関や諸団体との連携強化に努めるとともに、当社グループの「コンプライアンス マニュアル」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」において、反社会的勢力等に対する対処を含めた行動指針を定め、グループ全社員への周知徹底を図っている。

**(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切なる内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス研修によるコンプライアンスの浸透・徹底に努めるとともに、グループ全社員が対象のコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスの徹底状況のモニタリングを実施いたしました。なお、当該研修及びテスト結果につきましては、取締役会に報告しております。

② リスク管理体制について

リスク管理に関する事項については、対応を主管する各取締役から、適宜取締役会に報告されております。また内部監査部門である法務監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、「実地監査報告書」にて報告しております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を16回開催しており、取締役会には独立性を保持した社外取締役（監査等委員）3名も全てに出席し、各々の見地から適切な発言を行うなど、当社グループ全体の重要な職務に関する意思決定を監督しております。

④ 監査等委員の職務執行について

当事業年度は、監査等委員会を10回開催しており、経営の適法性、コンプライアンス等に関して広範な見地から意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は、当社取締役社長と定期的に面談を実施するとともに、法務監査室との情報交換会を定期的に開催し、情報収集をしたうえで、重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の点検などを行い、取締役の職務執行について、厳正で実効性の高い監査を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,095</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,101</b>
現金預金	4,054	支払手形及び買掛金	7,101
受取手形及び売掛金	10,066	短期借入金	274
商品及び製品	1,985	未払金	376
仕掛品	125	未払法人税等	254
原材料及び貯蔵品	691	賞与引当金	358
繰延税金資産	174	役員賞与引当金	24
その他	60	その他	712
貸倒引当金	△63	<b>固定負債</b>	<b>715</b>
<b>固定資産</b>	<b>7,015</b>	長期借入金	22
<b>有形固定資産</b>	<b>5,011</b>	繰延税金負債	78
建物及び構築物	1,857	退職給付に係る負債	170
機械装置及び運搬具	568	その他	443
土地	2,133	<b>負債合計</b>	<b>9,817</b>
建設仮勘定	271	<b>(純資産の部)</b>	
その他	181	<b>株主資本</b>	<b>13,992</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>486</b>	資本金	1,760
ソフトウェア	460	資本剰余金	1,168
その他	25	利益剰余金	11,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,517</b>	自己株式	△205
投資有価証券	682	その他の包括利益累計額	300
繰延税金資産	6	その他有価証券 評価差額金	284
貸貸不動産	565	退職給付に係る 調整累計額	16
その他	324	<b>純資産合計</b>	<b>14,293</b>
貸倒引当金	△61	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,110</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,110</b>		



# 連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,819
売上原価		20,446
売上総利益		7,373
販売費及び一般管理費		6,555
営業利益		817
営業外収益		
受取利息・配当金	16	
受取賃貸料	106	
売電収入	37	
その他の他	64	224
営業外費用		
支払利息	3	
不動産賃貸費用	36	
売電費用	29	
その他の他	16	86
経常利益		956
特別利益		
投資有価証券売却益	8	
事業譲渡益	23	31
特別損失		
固定資産除却損	22	22
税金等調整前当期純利益		965
法人税、住民税及び事業税	288	
法人税等調整額	65	353
当期純利益		611
親会社株主に帰属する当期純利益		611

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)  
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	10,867	△110	13,686
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△208		△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			611		611
自 己 株 式 の 取 得				△95	△95
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	402	△95	306
当 期 末 残 高	1,760	1,168	11,269	△205	13,992

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	251	△98	153	13,839
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				611
自 己 株 式 の 取 得				△95
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	32	114	147	147
当 期 変 動 額 合 計	32	114	147	453
当 期 末 残 高	284	16	300	14,293

## 「連結注記表」

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、(株)三洋工業九州システム、(株)三洋工業東北システム、(株)三洋工業北海道システム、(株)三洋工業東京システム、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)の6社であり、非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない関連会社

持分法を適用しない関連会社は、三洋UD(株)の1社であります。なお、持分法を適用していない理由としては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ア 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### イ たな卸資産

たな卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

###### ア 建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……………定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

###### イ 建物附属設備・構築物

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

ウ その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ⑤ 収益及び費用の計上基準  
完成工事高の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
- (5) 未適用の会計基準等
- ① 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）
  - ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）
- ア 概要
- 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。
- （会計処理の見直しを行った主な取扱い）
- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
  - ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い
- イ 適用予定日  
平成31年3月期の期首から適用します。
- ウ 当該会計基準等の適用による影響  
「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

② 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

ア 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

イ 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

ウ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度末の「建設仮勘定」は9百万円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	202
土 地	753
賃 貸 不 動 産	86
計	1,041

#### ② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
短 期 借 入 金	74
長 期 借 入 金	22
計	97

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,954百万円
- (3) 賃貸不動産の減価償却累計額 309百万円
- (4) 受取手形裏書譲渡高 11百万円
- (5) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	315百万円
支払手形	159百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	18百万円
------	-------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,520,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	104	3円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	104	3円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	103	30円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については金融機関の借入等によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。また、必要に応じ、不動産への担保設定、保証金の取得など適切な債権保全策を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式・債券であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、運転資金（主に短期）及び設備投資資金（主に長期）に係る資金調達です。

また、営業債務や未払金並びに借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月に資金繰表を作成することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,054	4,054	—
② 受取手形及び売掛金	10,066	10,066	—
③ 投資有価証券			
其他有価証券	648	648	—
④ 支払手形及び買掛金	(7,101)	(7,101)	—
⑤ 短期借入金	(265)	(265)	—
⑥ 未払金	(376)	(376)	—
⑦ 長期借入金	(32)	(32)	△0

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

其他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金並びに⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて時価を表示しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額34百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
726	1,632

※連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

※当期末の時価は、主として「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,161円31銭

1株当たり当期純利益 176円30銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,840</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,218</b>
現金預金	2,285	支払手形	4,110
受取手形	4,085	買掛金	1,413
売掛金	3,608	短期借入金	200
商品及び製品	1,840	リース債	9
仕掛品	120	未払金	352
原材料及び貯蔵品	606	未払消費税等	161
前払費用	50	未払法人税等	152
短期貸付金	165	前受金	285
繰延税金資産	139	賞与引当金	292
その他	0	その	239
貸倒引当金	△61	<b>固定負債</b>	<b>645</b>
<b>固定資産</b>	<b>6,796</b>	リース債	54
<b>有形固定資産</b>	<b>4,172</b>	繰延税金負債	52
建物	1,624	退職給付引当金	169
構築物	98	その	369
機械装置	568	<b>負債合計</b>	<b>7,864</b>
車輜運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	115	<b>株主資本</b>	<b>11,510</b>
土地	1,435	資本金	1,760
リース資産	59	資本剰余金	1,168
建設仮勘定	271	資本準備金	1,168
<b>無形固定資産</b>	<b>481</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>8,787</b>
ソフトウェア	459	利益準備金	440
その他	21	その他利益剰余金	8,347
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,141</b>	別途積立金	7,500
投資有価証券	599	繰越利益剰余金	847
関係会社株	185	<b>自己株式</b>	<b>△205</b>
長期貸付金	544	評価・換算差額等	261
貸付不動産	565	その他有価証券	261
その他	298	評価差額金	
貸倒引当金	△52	<b>純資産合計</b>	<b>11,772</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,636</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,636</b>

# 損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,079
売 上 原 価		16,360
売 上 総 利 益		5,719
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,356
営 業 利 益		363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	51	
受 取 賃 貸 料	141	
売 電 収 入	37	
そ の 他	184	414
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
不 動 産 賃 貸 費 用	37	
売 電 費 用	34	
そ の 他	15	90
経 常 利 益		687
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	22
税 引 前 当 期 純 利 益		665
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	156	
法 人 税 等 調 整 額	55	212
当 期 純 利 益		452

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本剰余金	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	1,760	1,168	440	7,000	1,103	8,543	△110	11,362	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△208	△208		△208	
当 期 純 利 益					452	452		452	
自己株式の取得							△95	△95	
別途積立金の積立				500	△500				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	500	△255	244	△95	148	
当 期 末 残 高	1,760	1,168	440	7,500	847	8,787	△205	11,510	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	229	11,591
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△208
当 期 純 利 益		452
自己株式の取得		△95
別途積立金の積立		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	32	32
当期変動額合計	32	180
当 期 末 残 高	261	11,772

「個別注記表」

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

#### ア 建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……………定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

#### イ 建物附属設備・構築物

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

#### ウ その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### (6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。



## 2. 貸借対照表等に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	112
土 地	241
賃 貸 不 動 産	86
計	440

※上記資産に対応する担保貸付債務はありません。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,961百万円 |
| (3) 賃貸不動産の減価償却累計額  | 309百万円   |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債権 | 659百万円   |
| 関係会社に対する長期金銭債権     | 542百万円   |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 126百万円   |
| (5) 期末日満期手形        |          |

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	292百万円
------	--------

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	1,035百万円
仕入高	331百万円
営業取引以外の取引高	207百万円
(2) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	16百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	85,130株
------	---------

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	34
賞与引当金	89
退職給付引当金	51
減損損失	17
関係会社株式	130
未払役員退職慰労金	44
その他	88
繰延税金資産小計	457
評価性引当額	△252
繰延税金資産合計	205
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	115
その他	2
繰延税金負債合計	118

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借主側)

リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 輜 運 搬 具	3	3	—
合 計	3	3	—

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)三洋工業九州システム	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任	金物・資材の販売 (注1)	327	受取手形 売掛金	120 22
子会社	(株)三洋工業東北システム	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任	金物・資材の販売 (注1)	258	受取手形 売掛金	118 16
子会社	スワン商事(株)	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 資金の貸付	資金の貸付 (注2) 資金の返済 受取利息	45 29 3	短期貸付金 長期貸付金	53 542

(注1) 販売価格の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,427円33銭

1株当たり当期純利益 130円64銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 上 東 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大立目 克 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克哉 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

三洋工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古賀 俊 二 ㊟

監査等委員 市村 和彦 ㊟

監査等委員 渡部 敏雄 ㊟

監査等委員 堀之北 重久 ㊟

(注) 監査等委員市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金30円  
総額103,046,100円

(注)当社は平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。上記の期末配当金は株式併合実施前に換算すると、1株当たり3円に相当しますので、中間配当金3円を加えた当期の年間配当金は、株式併合前の1株当たり6円に相当し、前期と実質的に同額であります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成30年6月28日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループ会社相互の連携強化と業務効率向上ならびに事業継続性の改善のため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都江東区から東京都墨田区に変更するものであります。なお、本変更は平成30年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設することといたします。
- (2) 現行定款第5条（公告方法）については、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>第4条（条文省略）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。</p> <p>第4条（現行どおり）</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第38条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第3条の規定変更は、平成30年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、任期満了となります。

つきましては経営体制の強化を図るため、新たに1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま ぎし ふみ お 山 岸 文 男 (昭和14年9月14日生)	昭和45年 5月 当社入社 昭和53年 3月 当社取締役 昭和55年 3月 当社常務取締役 昭和59年 3月 当社専務取締役 昭和61年 3月 当社代表取締役社長 平成23年 6月 当社代表取締役会長 平成27年 6月 当社取締役会長 (現在に至る)	44,800株
	選任の理由 取締役会長として経営を担い、経営全般に対する監督を適切に行ってきた実績と、長年の経営者としての経験や豊富な見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	きく ち まさ よし 菊 地 政 義 (昭和23年8月26日生)	昭和42年 4月 当社入社 昭和61年 4月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長 平成19年 6月 当社取締役 平成21年 4月 当社取締役営業統括部長兼子会社管掌 平成21年 6月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長退任 平成23年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	25,600株
	選任の理由 代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し事業の拡大に貢献してきた実績と、これまでの経営全般における豊富な経験や高い見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	こみやま みき お生 小宮山 幹生 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員財務部長 平成23年6月 当社取締役財務部長 平成25年4月 当社取締役財務部長兼情報管理担当 平成25年6月 当社常務取締役財務部長兼情報管理担当 平成28年6月 当社専務取締役財務部長兼情報管理担当 平成29年11月 当社専務取締役財務・情報管理担当 (現在に至る)	7,900株
	選任の理由 専務取締役として経営を担うとともに財務・情報管理部門の担当を務めてきた実績と、これまでの経営における豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	すずき まさ はる 鈴木 将晴 (昭和36年10月10日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業統括部営業グループ長 平成23年6月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 平成28年6月 当社常務取締役営業統括部長兼子会社担当 (現在に至る)	3,700株
	選任の理由 常務取締役営業統括部長として営業部門を統括してこれまでの業績向上に貢献し、更に子会社を管轄してきた実績と豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	たけだ しんご 武田 眞吾 (昭和34年4月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員生産統括部長 平成23年6月 当社取締役生産統括部長兼購買・開発担当 平成26年4月 当社取締役生産・購買・開発担当 平成28年4月 当社取締役生産統括部長兼開発担当 (現在に至る)	2,800株
	選任の理由 取締役生産統括部長として生産部門を牽引し、開発部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	はら だ みのる 原 田 実 (昭和33年8月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長兼経営企画・法務監査担当 平成27年6月 当社取締役総務部長兼法務監査担当 (現在に至る)	3,100株
<p>選任の理由 取締役総務部長として総務・人事部門を牽引し、法務・内部監査部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
7	やま ざし しげる 山 岸 茂 (昭和51年3月29日生)	平成19年4月 当社入社 平成22年4月 当社営業統括部営業企画グループ長 平成24年4月 当社経営企画室課長 平成26年4月 当社生産統括部長 平成26年6月 当社執行役員生産統括部長 平成27年6月 当社取締役生産統括部長 平成28年4月 当社取締役購買部長 (現在に至る)	3,400株
<p>選任の理由 取締役購買部長として購買部門を統括してきた実績と、これまでの他部門における幅広い経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
8	た むら かず ゆき 田 村 和 之 (昭和32年12月19日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員経営企画室長 平成27年6月 当社取締役経営企画室長 (現在に至る)	2,600株
<p>選任の理由 取締役経営企画室長として中期経営計画の策定や進捗管理を推進するなど、これまでの実績と豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※9	よし み のり あき 吉 見 紀 昭 (昭和35年9月12日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社東京営業所長 平成25年6月 当社執行役員東京営業所長 平成26年4月 当社執行役員関東支店長兼東京営業所長 平成27年4月 当社執行役員関東支店長 (現在に至る)	2,100株
選任の理由 執行役員関東支店長として営業活動に力を注いできた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、取締役として新たに選任をお願いするものであります。			

- (注) (1) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
 (2) ※印は新任候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役4名は任期満了となり、これを機に市村和彦氏は退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こが しゅん じ 古賀 俊二 (昭和31年7月16日生)	昭和54年3月 当社入社 平成20年4月 当社法務監査室長 平成24年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役（監査等委員・常勤） （現在に至る）	2,600株
	選任の理由 財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、取締役会においても積極的な発言を行ってきた実績と、これまでの幅広い経験に基づく高い見識を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	わた なべ とし お 渡部 敏雄 (昭和26年7月31日生)	昭和59年4月 弁護士登録 平成2年9月 渡部総合法律事務所代表 平成24年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役（監査等委員） 平成29年4月 株式会社エイビット社外監査役 （現在に至る）	—
	選任の理由 弁護士としての専門的な知識や豊富な経験、高い見識を有しており、これまでの社外取締役としての経験も踏まえ、直接企業経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	堀之北重久 (昭和26年12月29日生)	昭和52年11月 新和監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 昭和57年 8月 公認会計士登録 平成15年 6月 朝日監査法人代表社員 (現 有限責任あずさ監査法人) 平成26年 6月 有限責任あずさ監査法人退所 平成26年 7月 公認会計士堀之北重久事務所代表 平成27年 6月 当社取締役 平成27年12月 株式会社東陽テクニカ社外監査役 平成28年 5月 株式会社しまむら社外監査役 平成28年 6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	—
<p>選任の理由 公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これまでの社外取締役としての経験も踏まえ、直接企業経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
※4	後藤馨悦 (昭和28年1月18日生)	昭和51年 4月 味の素ゼネラルフーズ株式会社入社 (現 味の素AGF株式会社) 平成15年 6月 同社取締役営業本部長兼東京支社長 平成20年 6月 同社取締役常務執行役員 平成21年 6月 同社常勤監査役 平成24年 6月 同社常勤監査役退任 (現在に至る)	—
<p>選任の理由 他社での企業経営に関する専門知識と、幅広い見識により培われた経験を当社経営全般に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) (1) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
(2) ※印は新任候補者であります。  
(3) 渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏は社外取締役候補者であります。  
(4) 渡部敏雄、堀之北重久の両氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって渡部敏雄氏が2年、堀之北重久氏が3年となります。  
(5) 渡部敏雄、堀之北重久の両氏とは、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。また、後藤馨悦氏の選任が承認された場合には、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。  
(6) 当社は、渡部敏雄、堀之北重久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ておりますが、今回、後藤馨悦氏も加えた各氏の選任が承認された場合には、改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

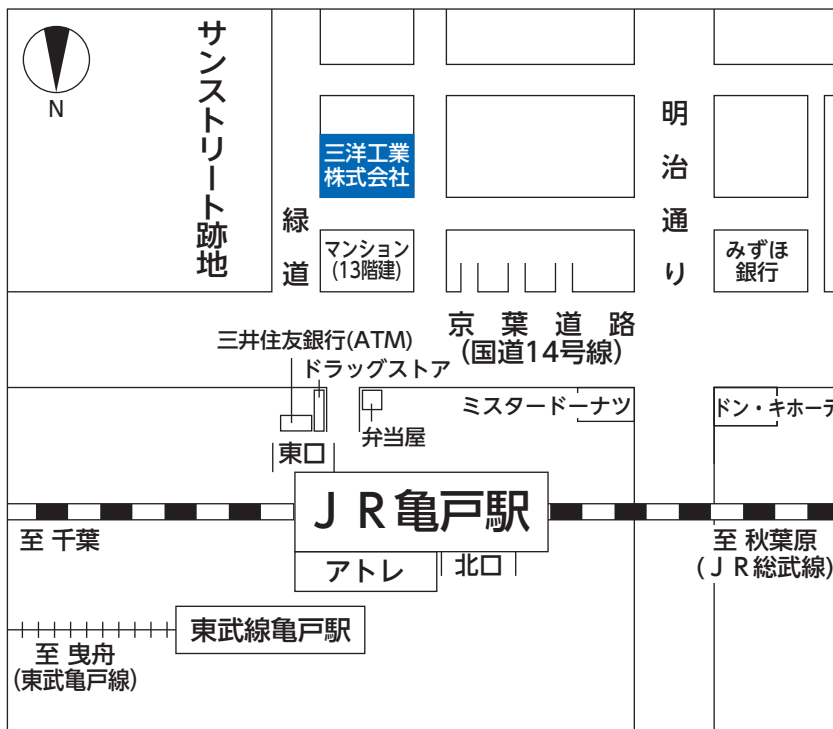
会場：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

三洋工業株式会社 本社

電話 03-3685-3451

交通：J R 総武線 亀戸駅東口より徒歩3分

東武亀戸線 亀戸駅より徒歩8分



(お願い) 駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

